

## 青葉台6丁目自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は青葉台6丁目町会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は青葉台6丁目の安全で安心できる生活を守るため、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害によって生ずる人的、物的被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災計画)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の防災計画を作成する。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 地震等発生時の情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (3) 防災訓練の実施及び防災知識の普及に関すること。
- (4) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (5) 防災資機材等に関すること。
- (6) 「災害時の避難行動要支援者に係る支援体制」に関すること。
- (7) その他必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は青葉台6丁目町会の会員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会の役員は、6丁目町会の役員をもって当てる。

(自主防災会議)

第6条 自主防災会議は次のとおり行う。

- 1 自主防災会議は、町会長が招集する町会の役員会をもって当てる。
- 2 自主防災会議は次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 防災関連予算及び決算に関すること
  - (4) その他必要と認めた事項
- 3 自主防災会議において会員の承認が必要と認めた事項は、町会の総会で議決を行う。

第7条

(規約の改廃)

この規約は自主防災会議（町会役員会）において改廃できるものとする。

(付則)

昭和61年4月 制定

平成7年8月 改正

平成30年4月 改正

# 青葉台6丁目防災計画

## 1 目的

この計画は、「青葉台6丁目自主防災会規約」に基づき、青葉台6丁目の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害によって生ずる人的、物的被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

### (1) 平常時の活動

- ① 防災組織の編成及び任務分担の周知
- ② 防災知識の普及
- ③ 防災資機材の備蓄及び点検
- ④ 避難誘導方法の周知
- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 「災害時の避難行動要支援者に係る支援体制」の維持、管理
- ⑦ その他災害の予防に関する事項

### (2) 災害発生時の活動

- ① 安否確認(「災害時の避難行動要支援者に係る支援体制」に基づく安否確認等を含む。)
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出救護
- ⑤ 情報の収集・記録及び伝達
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 町内の警備(防犯パトロール)
- ⑧ その他

## 3 防災組織

災害時の活動を迅速かつ効果的に行うため町会役員及び町会々員のうち選任された者(以下、「防災協力員」という。)により防災組織を編成する。防災組織は、「青葉台6丁目自主防災会組織表」として毎年度更新し、町会総会において周知を図るとともに年度の初めに町会長が市原市へ届け出を行う。

防災本部長(町会長): 1名

防災副本部長(防犯・防災部長): 1名

情報班(広報部及び総務部が兼務): 若干名

消火・警備班(防犯・防災部): 若干名

救出救護班(環境衛生部、会計、会計監査及び防災協力員): 若干名

避難誘導班(総務部): 若干名

給食・給水班(集会所管理部): 若干名

#### 4 防災組織の指示代行順位

防災組織の指示代行は防災本部長が不在の場合を考慮し、副本部長（防犯・防災部長） ➡ 情報班長（広報部長） ➡ 給食・給水班長（集会所管理部長）の順位に代行する。

#### 5 防災組織の任務

防災組織の任務は次のとおりとする。任務の遂行は会員の協力を得て行う。

- (1) 防災本部長は、災害発生時において全体の指揮をとる。
- (2) 副本部長（防犯・防災部長）は防災本部長（町会長）を補佐し、防災本部長に事故のあるときは職務を代行する。
- (3) 情報班長は（広報部長）は防災意識の普及に努めるとともに、災害発生時は町内の安否確認結果の集計、住民及び行政から発信される情報の収集と伝達及び記録を行う。  
災害発生時の安否確認に使用するチェックリスト（以下、「安否確認チェックリスト」という。）を最新のものに維持管理するとともに、紙で打ち出した全リスト（2部）を防災倉庫に保管する。  
なお、安否確認チェックリストの電子情報（USBメモリ）の最新版の日常管理は、広報部長が行い、保管する。
- (4) 消火・警備班長（防犯・防災部長）は各家庭の火災予防の普及に努めるとともに、災害発生時は初期消火活動及び町内の警備を行う。
- (5) 救出救護班長（環境衛生部長）は応急手当の方法、救出・救護訓練を行うとともに、災害発生時は負傷者の救出・救護、医療機関への連絡を行う。
- (6) 避難誘導班長（総務部長）は町内の避難路確認及び避難訓練を行うとともに、災害発生時は避難誘導を行う。
- (7) 給食・給水班長（集会所管理部長）は各家庭における非常食の備蓄について広報するとともに、災害発生時は救助物資の配分を行う。

#### 6 防災計画に係る活動の具体化

防災計画に掲げる具体的な活動は、実施要領を作成し、これに基づき徹底を図る。

- 7 添付資料 別紙—1 6丁目防災会防災組織表
- 別紙—2 各班別任務分担表
- 別紙—3 避難ルート図
- 別紙—4 防災資機材等

(付則)

昭和61年4月 制定

平成7年8月 改正

平成30年4月 改正

平成31年3月 改正